

令和2年度

第6回

上越市地域公共交通活性化協議会

議案書

(書面協議)

日 時

令和3年2月15日(月)から

令和3年2月19日(金)まで

上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について

1 要旨

国土交通省において自家用有償旅客運送の種別の見直し等に伴い、道路運送法施行規則及び「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国土交通省通達）等を一部改正したことから、当協議会会則の該当箇所について修正を行うもの。

《国制度改正の概要（当協議会会則に係る事項を抜粋）》

・会則第3条関係

改正前は自家用有償旅客運送の種別は実施主体及び運送目的に応じて3類型に整理されていたが、種別を見直し、運送目的に応じて2類型に整理した。

改正前

市町村が実施主体：市町村運営有償運送

NPO等が実施主体：公共交通空白地有償運送、福祉有償運送

改正後

交通空白地有償運送、福祉有償運送（実施主体の区別なし）

・会則第8条関係

改正前は自家用有償旅客運送の種別に応じて協議する場を定めていたが、種別の見直しに伴い、地域公共交通会議の協議対象を一般旅客自動車運送事業に拡大した。

改正前

市町村が実施主体の運送に係る協議：地域公共交通会議

NPO等が実施主体の運送に係る協議：運営協議会

改正後

自家用有償旅客運送に係る協議：地域公共交通会議、運営協議会

2 施行日

令和3年2月19日

3 新旧対照表

改正案	改正前
<p>(協議事項) 第3条 略</p> <p>(1) 活性化法に関すること ア 活性化法第5条第1項に規定する地域公共交通_____計画_____の作成及び変更に関する事項 イ 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整及び協議を行うことに関する事項</p> <p>(2) 略 ア 略 イ 運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち運送法施行規則第49条第1項第1号に規定する_____交通空白地有償</p>	<p>(協議事項) 第3条 略</p> <p>(1) 活性化法に関すること ア 活性化法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び変更に関する事項 イ _____形成計画の実施に係る連絡調整及び協議を行うことに関する事項</p> <p>(2) 略 ア 略 イ 運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち運送法施行規則第49条第1項第1号に規定する市町村運営有償運送及び同施行規則第49条第1項第2号に規定する公共交通空白地有償</p>

改正案	改正前
<p>運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、「<u>地域公共交通会議及び運営協議会</u>に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「<u>地域公共交通会議及び運営協議会</u>の設置並びに運営に関するガイドライン」5.(3)_____会議等における検討プロセス_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。</p> <p>7 略</p>	<p>運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、「<u>地域公共交通会議_____</u>に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「<u>地域公共交通会議_____</u>の設置及び_____運営に関するガイドライン」5.(3)<u>地域公共交通会議_____</u>における検討プロセス及び「<u>運営協議会に関する国土交通省としての考え方について</u>」(平成18年9月15日国自旅第145号)に定める「<u>運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン</u>」5.(5)<u>運営協議会</u>における検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。</p> <p>7 略</p>

【資料】

- ・ 上越市地域公共交通活性化協議会会則 (案) 資料 1(資料 P1)

安塚区におけるデマンド交通試験運行に係る運行計画（案）について

1 要旨

令和2年12月24日に開催した第5回活性化協議会において協議した「安塚区におけるデマンド交通」の試験運行に係る運行計画について協議するもの。

2 再編の概要

(1) 目的

地域の実情に即した交通手段として、デマンド交通（乗合タクシー）を導入し、運行の効率化と利便性の向上によって、生活交通の維持・確保を図る。

(2) 再編内容

- ・スクール混乗バス（市営バス）をスクールバスと乗合タクシーに転換する。
- ・乗合タクシーは、利用が少ない時間帯の便のダイヤ変更や減便を行うとともに、曜日を限定して運行する。
- ・乗合タクシーをAコープ安塚店の敷地内へ乗り入れる。

(3) 実施期間

令和3年4月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで

※試験運行の結果を踏まえて見直しを加え、令和3年10月から本格運行へ移行します。

3 運行事業者の選定

(1) 選定委員会の開催概要

- ・開催日 令和3年1月26日（火）
- ・選定委員 5人
- ・参加事業者 試験運行を行う安塚区において、現に、日常的な生活交通を担う一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者

(2) 選定結果

有限会社浦川原タクシーを選定

4 運行計画（案）

次ページのとおり

※運行区域及び運行ダイヤは、第5回活性化協議会において承認された内容から変更なし。

5 その他

市営バス「須川・伏野線」、「船倉線」、「坊金線」、「行野線」、「朴の木線」、「袖山線」の廃止及び乗合タクシー試験運行の実施については、ご承認いただいた後、協議会会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。

安塚区におけるデマンド交通試験運行に係る運行計画（案）

1 業務名

安塚区におけるデマンド交通試験運行業務

2 目的

地域の実情に即した交通手段として、デマンド交通（乗合タクシー）を導入し、運行の効率化と利便性の向上によって、生活交通の維持・確保を図る。

3 実施地区

上越市安塚区及び浦川原区虫川

4 実施期間

令和3年4月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで

※ 上記期間が終了した後、試験運行の結果を踏まえて見直しを加え、本格運行へ移行する。

5 実施方法

上越市地域公共交通活性化協議会からの運行及び運行管理業務等の委託による。

※ 上越市地域公共交通活性化協議会の事務局である上越市交通政策課で事務処理を行う。

6 運行事業者

有限会社浦川原タクシー

※ 本委託業務期間中に、本格運行に必要となる一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する。

7 道路運送法の許可区分

同法第21条

8 運行内容

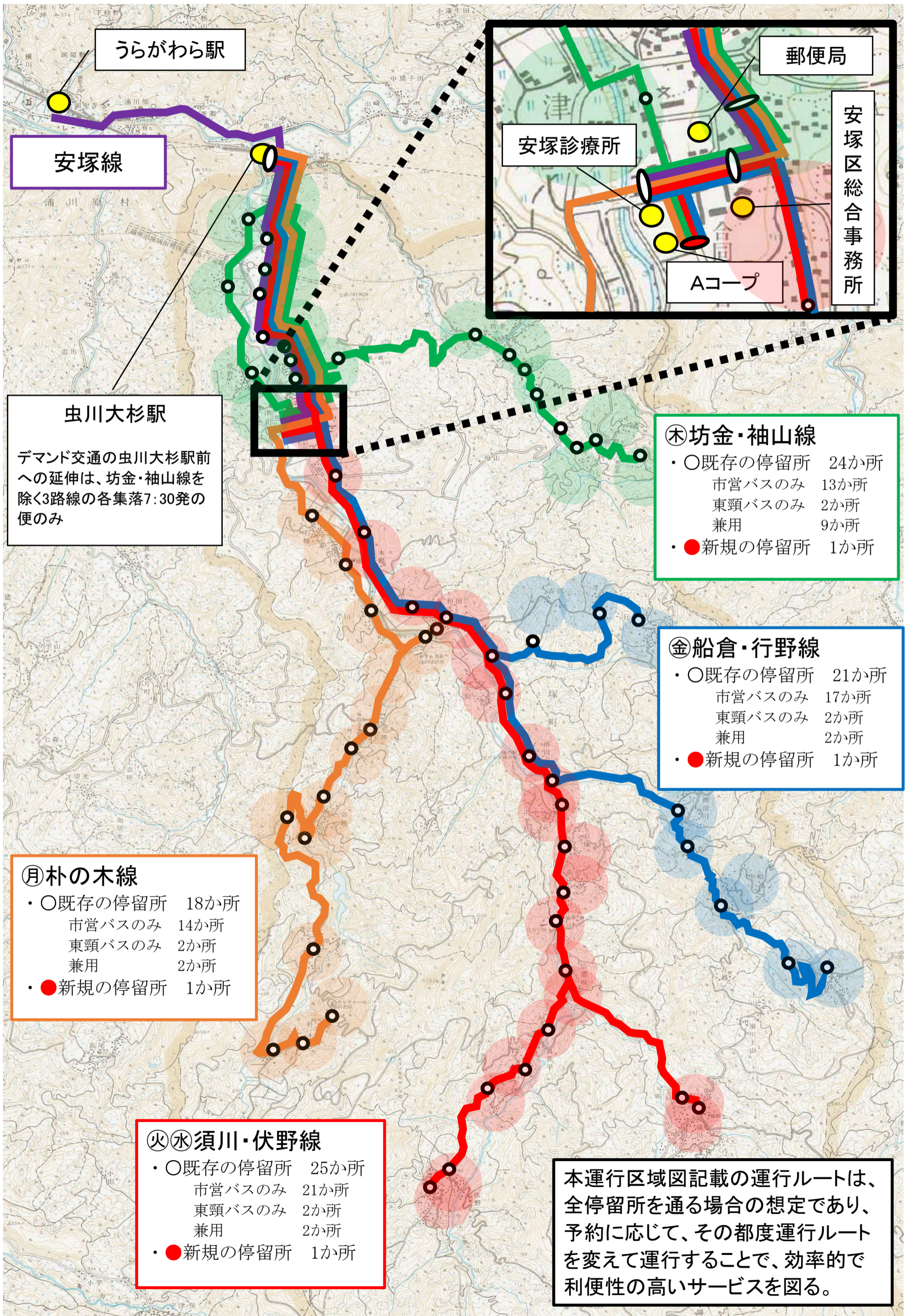
次ページのとおり

(運行内容)

項目区分	基本仕様
運 行 区 域	上越市安塚区及び浦川原区虫川（別紙「運行区域図」のとおり）
運 行 形 態	デマンド型（区域運行）
運 行 系 統 （運行日）	① 朴の木線（月曜日） ② 須川・伏野線（火・水曜日） ③ 坊金・袖山線（木曜日） ④ 船倉・行野線（金曜日）
運 行 日	土・日曜日、祝日及び8月15・16日を除く平日
運 行 便 数	①2往復4便 ②3往復6便 ③1往復2便 ④2往復4便
運 行 時 刻	エリアごとの運行時間帯を設定（別紙「運行ダイヤ」のとおり）
運 賃	大人：1乗車200円 小児：1乗車100円 障害者割引：5割引
運 行 経 路	別紙「運行区域図」を基に、予約に応じてルートを選定して運行
停 留 所	既設66か所（安塚線及び市営バス路線） 新設1か所（Aコープ安塚店敷地内）
ドアツードア	安塚区内（乗降時の安全面と確実性を確保した上で実施する）
使 用 車 両 車 両 数	定員5人の車両1台のほか、予備車両として定員9人の車両2台、定員4人の車両4台を使用 事前に定員を超える利用が確認できた場合、定員9人の車両で運行するほか、運行中に定員を超える場合、予備車両を追加配車することで対応する

項目区分	基本仕様
運 転 手	乗合タクシー専属が 1 人、タクシーとの兼務が 2 人
乗 車 予 約	必要（予約がなければ運休）
予 約 方 法	電話予約による（フリーダイヤルを設定） ただし、予約の受付時間は平日の午前 7 時～午後 5 時、受付期間は利用日の 10 日前から出発時間の 1 時間前までとする
緊 急 時 対 応	<p>【事故・負傷者発生時】 予備車両により利用者を輸送するほか、負傷者発生時は、応急処置・救急車要請等の必要な処置を講ずる</p> <p>【運行障害発生時】 利用者に直接連絡するほか、防災無線等により区内に周知</p> <p>【他路線との接続障害発生時】 出発時刻どおりに運行する車両のほか、他路線との乗継用の車両を追加配車することで対応する</p>
利 用 促 進	<p>会員登録により予約手続きの簡素化及び利用状況の見える化を図る</p> <p>自宅付近からお店や病院等までのドアツードア、乗降時の踏み台の用意等、高齢者に優しい運行を行う</p> <p>予約手順や時刻表を掲載したチラシを作成し、自宅の電話付近に貼り付けてもらう</p>

試験運行に係る運行計画(基本仕様) 別紙 運行区域図



試験運行に係る運行計画（基本仕様） 別紙 運行ダイヤ

■ 朴の木線（月曜日）

朴の木⇒区中心部		
停留所名	第1便	第2便
田舎屋前 朴の木センター 朴の木入口 菅沼	7:30~	11:00~
経塚峰 菅沼入口 切越集会所前 小黒 小黒寺前	7:40~	11:10~
和田小黒入口 和田スポーツ公園前 芹田 安塚中学校前 石橋集落センター前	7:50~	11:20~
区中心部 ・安塚区総合事務所前 ・保健センター前 ・Aコープ安塚店	8:00~	11:30~
虫川大杉駅前	8:10~	—

■ 須川・伏野線（火・水曜日）

須川⇒伏野⇒区中心部			
停留所名	第1便	第2便	第3便
須川・須川入口	7:30~	11:00~	—
伏野・伏野入口 真萩平南 真萩平中央 真萩平北	7:40~	11:10~	—
信濃坂 二本木・高沢 石塚・円平坊 船倉入口・樽田 大原	7:50~	11:20~	—
和田行野入口 和田小黒入口 和田菱神社前 本郷			15:55~
石橋入口・上方 区中心部 ・安塚区総合事務所前 ・保健センター前 ・Aコープ安塚店	8:00~	11:30~	16:00~
虫川大杉駅前	8:10~	—	—
本郷	8:25~	—	—

■ 坊金・袖山線（木曜日）

細野⇒袖山⇒区中心部	
停留所名	第1便
細野上・細野下 細野入口 原山入口 坊金原山入口 中川学習センター前 坊金支所前 坊金三叉路	8:30~
安塚幹部交番前 牧野 板尾・袖山	8:40~
袖山入口 松崎・板尾入口 湯の尻 安塚高校前 安塚北	8:50~
区中心部 ・安塚区総合事務所前 ・保健センター前 ・Aコープ安塚店	9:00~

■ 船倉・行野線（金曜日）

上船⇒行野⇒区中心部		
停留所名	第1便	第2便
上船 上船入口 中船・岩戸 樽田川	7:30~	11:00~
船倉入口・樽田 大原	7:40~	11:10~
行野公民館 行野 吉沢入口 和田行野入口 和田小黒入口 和田菱神社前 本郷	7:50~	11:20~
石橋入口・上方 区中心部 ・安塚区総合事務所前 ・保健センター前 ・Aコープ安塚店	8:00~	11:30~
虫川大杉駅前	8:10~	—

区中心部⇒朴の木

停留所名	第1便	第2便
区中心部 石橋集落センター前 安塚中学校前 芹田	10:30~	12:10~
和田小黒入口 和田スポーツ公園前 小黒寺前 小黒 切越集会所前 菅沼入口	10:40~	12:20~
経塚峰 菅沼 朴の木入口 朴の木センター 田舎屋前	10:50~	12:30~
	11:00~	12:40~

区中心部⇒伏野⇒須川

停留所名	第1便	第2便	第3便
区中心部 上方・石橋入口 本郷 和田菱神社前 和田小黒入口 和田行野入口 大原	10:30~	12:10~	17:00~
樽田・船倉入口 円平坊・石塚 高沢・二本木 信濃坂	10:40~	12:20~	17:10~
真萩平北 真萩平中央 真萩平南 伏野入口・伏野	10:50~	12:30~	17:20~
須川入口・須川	11:00~	12:40~	17:30~

区中心部⇒袖山⇒細野

停留所名	第1便
区中心部 安塚北 安塚高校前 湯の尻 板尾入口・松崎	10:30~
袖山入口 袖山・板尾 牧野 安塚幹部交番前	10:40~
坊金三叉路 坊金支所前 中川学習センター前 坊金原山入口	10:50~
原山入口 細野入口 細野下・細野上	11:00~

区中心部⇒行野⇒上船

停留所名	第1便	第2便
区中心部 上方・石橋入口 本郷 和田菱神社前 和田小黒入口 和田行野入口	10:30~	12:10~
吉沢入口 行野 行野公民館	10:40~	12:20~
大原 樽田・船倉入口	10:50~	12:30~
樽田川 岩戸・中船 上船入口 上船	11:00~	12:40~

安塚区スクールバスにおける高校生の混乗について

1 要旨

令和3年4月に行う安塚区内のバス路線再編において、高校生の通学需要に対応するため、小中学生を輸送するスクールバスに高校生を混乗させる「スクール混乗バス」を運行することについて協議するもの。

2 経緯

- 平成30年度及び令和元年度に市営バス利用者や地域住民を対象に実施した聞き取り調査では、高校生は市営バスを利用しておらず、ニーズもないことが確認できたことから、小中学生を輸送するスクールバスと、高齢者を主とした一般利用者を輸送する乗合タクシーに分けて運行することとした。
- 令和2年度に入り、高校生の保護者から、通学に利用するため現在の市営バスの運行を続けてもらいたいとの要望があった。

3 対応（案）

- 乗合タクシーについては、主に通院や買い物に対応したダイヤとなっており、曜日によって区内を運行する路線が異なることから、乗合タクシーでの通学対応は難しい。
- スクールバスについては、安塚小学校及び安塚中学校の校時に合わせた運行となるが、従来の市営バス路線と同様に混乗とすることで、小中学生以外の高校生も利用できるように整理することができる。
- 以上から、高校生の通学需要には、スクールバスに高校生を混乗させるスクール混乗バスで対応することとする。

※スクール混乗バスには高校生以外の一般の人も利用することができるが、乗合タクシーを将来にわたって維持していくためにも、通院や買い物については、乗合タクシーを利用してもらうこととしたい。

※対応（案）及び一般利用の取扱いについて、高校生の保護者、市営バス利用者等から了解を得ており、安塚区公共交通懇話会において協議済み。

4 運行路線（案）

- ・須川・真萩平線（安塚小学校～須川～真萩平南～安塚小学校）
- ・坊金・松崎線（安塚中学校～松崎～細野下～安塚小学校）
- ・坊金線（安塚中学校～坊金三叉路～細野下～安塚小学校）
- ・松崎線（安塚中学校～松崎～安塚小学校）
- ・船倉線（安塚小学校～中船～安塚小学校）

5 運賃（案）

他の市営バス路線と同様に大人200円、小児100円とする。

6 その他

本議案については、ご承認いただいた後、協議会会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。

【資料】

- ・運行路線図（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2-1（資料P5）
- ・運行ダイヤ（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2-2（資料P6）

路線バス・市営バス間における乗継割引の実施について

1 要旨

令和3年4月から幹線と支線を分けて運行するバス路線について、幹線と支線を乗り継ぐ場合、再編前よりも利用者の金銭的負担が増加することから、負担軽減を図るため、乗継割引を実施するもの。また、これまで路線バス同士の間で乗継割引を実施しているバス路線について、当該路線バスの片方を市営バスに転換した後も、引き続き乗継割引を実施できるように整理するもの。

2 適用路線

※太枠は、新規適用路線

路線名		乗換拠点	再編の概要
路線バス	市営バス		
南川線 (頸城自動車)	大池線	海洋センター前	—
宮口線 (くびき野バス)	宇津俣線	柳島	宮口線 ↓ 幹線：宮口線 支線：宇津俣線
新井・板倉線 (頸南バス)	上関田線	板倉コミュニティプラザ前	上関田線(頸南バス) ↓ 上関田線(市営バス)
新井・板倉線 (頸南バス)	山寺薬師・菰立線	板倉コミュニティプラザ前	山寺薬師線、菰立線(頸南バス) ↓ 山寺薬師・菰立線(市営バス)
清里線 (くびき野バス)	櫛池線	清里区総合事務所前	清里線 ↓ 幹線：清里線 支線：櫛池線

※路線バス南川線と市営バス大池線の乗継割引は平成25年4月1日から実施

3 割引額

大人100円、小児50円

※現在の割引額から変更なし

大人片道運賃の比較例 宮口線、宇津俣線(高田駅前案内所～田島)		
再編前運賃(路線バスのみ)	再編後運賃(路線バス+市営バス)	割引適用後運賃
750円	900円	800円

4 適用日

令和3年4月1日(木)

5 その他

- ・本市と妙高市を結ぶ「新井・板倉線」での実施については、割引額を本市が負担することで、妙高市地域公共交通協議会の承諾を得ています。
- ・本議案については、ご承認いただいた後、協議会会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。

【資料】

- ・宮口線、宇津俣線 路線図・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3-1(資料P7)
- ・新井・板倉線、上関田線、山寺薬師・菰立線 路線図・・・・・・・・資料3-2(資料P8)
- ・清里線、櫛池線 路線図・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3-3(資料P9)

自家用有償旅客運送における対価の額の見直しについて

1 要旨

令和3年4月の路線再編に伴う回数乗車券や各種定期乗車券の新設等について協議するもの。

2 適用路線

区	路線	経路
安塚区	須川・真萩平線	安塚小学校～須川～真萩平南～安塚小学校
	坊金・松崎線	安塚中学校～松崎～細野下～安塚小学校
	坊金線	安塚中学校～坊金三叉路～細野下～安塚小学校
	松崎線	安塚中学校～松崎～安塚小学校
	船倉線	安塚小学校～中船～安塚小学校
大島区	旭線	藤尾～ほくほく大島駅～大島診療所前
	菖蒲線	菖蒲高原線入口～ほくほく大島駅～総合事務所前
牧区	坪山線	農協前～南坪山～農協前
	高谷・平山線	牧中学校～高谷～コミュニティプラザ
	宇津俣線	牧中学校～宇津俣～コミュニティプラザ
頸城区	大池線	海洋センター前～大池いこいの森駅～海洋センター前
板倉区	山寺薬師・菰立線	山寺薬師～菰立～板倉中学校
	上関田線	上関田～針～板倉中学校
清里区	櫛池線	赤池～清里区総合事務所前～清里診療所前
名立区	東飛山線	うみてらす名立前～宝田小学校前～東飛山

3 対価の額

(1) 普通旅客運賃 現行どおり

(2) 回数旅客運賃 2種類の回数乗車券を新設

券種	枚数	料金
200円券	11枚つづり	2,000円
100円券	11枚つづり	1,000円

(3) 定期旅客運賃

ア 市営バス学生定期乗車券に12か月定期乗車券を新設

区分	券種	期間	定期旅客運賃	割引率
大人	往復定期	1か月	6,480円	普通乗車料金の4割6分引き
		3か月	18,470円	4割6分引きから更に5部引き
		6か月	34,990円	4割6分引きから更に1割引き
		12か月	62,210円	4割6分引きから更に2割引き

イ 市営バス一般定期乗車券を新設

区分	券種	期間	定期旅客運賃	割引率
大人	往復定期	1か月	7,680円	普通乗車料金の3割6分引き
		3か月	21,890円	3割6分引きから更に5部引き
		6か月	41,470円	3割6分引きから更に1割引き

ウ 2種類の乗継定期乗車券を新設

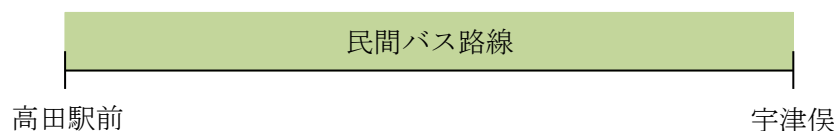
	市営バス学生乗継定期乗車券	市営バス一般乗継定期乗車券
期 間	1か月、3か月、6か月、12か月	1か月、3か月、6か月
券 種	往復／片道	往復／片道
料 金 の 算 出 方 法	「起点となる停留所から終点となる停留所までの間の定期旅客運賃」から「乗継を行う停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃」を引いた額	
料 金 の 上 限 額	市営バス学生定期乗車券の料金	市営バス一般定期乗車券の料金

【考え方・計算例】

再編により利用者の料金負担が増えることのないよう、市営バス路線に係る定期旅客運賃の額を割り引く。

再編前

宇津俣から高田駅前までの定期旅客運賃（民間バス路線） 135,860円



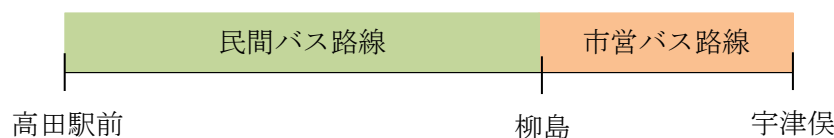
再編後

（民間バス路線の定期券と市営バス学生定期乗車券を購入する場合）

高田駅前から柳島までの定期旅客運賃（民間バス路線） 122,470円
 柳島から宇津俣までの定期旅客運賃（市営バス路線） 34,990円
 計 157,460円

（民間バス路線の定期券と市営バス学生乗継定期乗車券を購入する場合）

高田駅前から柳島までの定期旅客運賃（民間バス路線） 122,470円
 柳島から宇津俣までの定期旅客運賃（市営バス路線） 13,390円
 計 135,860円



(4) 運賃割引

- ・新設する3種類の定期乗車券にも各種障害者割引を適用
 - ・回数乗車券は、当該乗車券使用時に割引を適用
- ※割引率は現行どおり

(5) 乗継割引

乗継割引対象路線に宇津俣線、上関田線、山寺薬師・孤立線及び櫛池線を追加
 ※割引額は現行どおり

※ 各種料金の詳細は次ページの「旅客から収受する対価の額」参照

4 適用日

令和3年4月1日（木）

旅客から収受する対価の額

種 類		対価の額	適用方法
普通旅客運賃	均一制	大人 200 円（12 歳以上の者。但し 12 歳でも小学生は小児扱い） 小児 100 円（6 歳以上 12 歳未満の者。但し、6 歳でも小学校に入学するまで無賃） 未就学児は無賃	1. 片道 1 回乗車に適用 2. 輸送区域内の小学校児童及び中学校生徒は、登下校時に限りスクールバス通学証の提示により無賃とする 3. 実施日 平成 28 年 4 月 1 日から
回数旅客運賃	回数乗車券	<u>200 円券 11 枚つづり 2,000 円</u> <u>100 円券 11 枚つづり 1,000 円</u>	1. <u>回数乗車券を使用する際は、普通旅客運賃の金額を適用</u> 2. <u>実施日</u> <u>令和 3 年 4 月 1 日から</u> 3. <u>適用路線</u> <u>上越市市町村運営有償運送の全路線</u>
定期旅客運賃	市営バス学生定期乗車券	大人（12 歳以上の者。但し 12 歳でも小学生は小児扱い） 1 か月往復定期乗車券 6,480 円 1 か月片道定期乗車券 3,240 円 3 か月往復定期乗車券 18,470 円 3 か月片道定期乗車券 9,240 円 6 か月往復定期乗車券 34,990 円 6 か月片道定期乗車券 17,500 円 <u>12 か月往復定期乗車券 62,210 円 12 か月片道定期乗車券 31,110 円</u> 小児（6 歳以上 12 歳未満の者。但し、6 歳でも小学校に入学するまで無賃） 1 か月往復定期乗車券 3,240 円 1 か月片道定期乗車券 1,620 円 3 か月往復定期乗車券 9,240 円 3 か月片道定期乗車券 4,620 円 6 か月往復定期乗車券 17,500 円 6 か月片道定期乗車券 8,750 円 <u>12 か月往復定期乗車券 31,110 円 12 か月片道定期乗車券 15,560 円</u>	1. 対象者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法第 134 条に規定する各種学校並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 23 条に規定する小学校及び中学校並びに上越市立学校条例（昭和 46 年上越市条例第 29 号）第 1 条に規定する上越市立小学校及び上越市立中学校の通学者とする 2. 実施日 <u>令和 3 年 4 月 1 日から</u> 3. 適用路線 上越市市町村運営有償運送の全路線 4. 有効期間 【1 か月定期券】1 か月定期券の利用を開始する日から 1 か月 【3 か月定期券】3 か月定期券の利用を開始する日から 3 か月 【6 か月定期券】6 か月定期券の利用を開始する日から 6 か月 <u>【12 か月定期券】12 か月定期券の利用を開始する日から当該年度末まで</u> 5. 市営バス学生定期乗車券は、乗車回数を限定しない
	市営バス一般定期乗車券	大人（12 歳以上の者。但し 12 歳でも小学生は小児扱い） <u>1 か月往復定期乗車券 7,680 円 1 か月片道定期乗車券 3,840 円</u> <u>3 か月往復定期乗車券 21,890 円 3 か月片道定期乗車券 10,950 円</u> <u>6 か月往復定期乗車券 41,470 円 6 か月片道定期乗車券 20,740 円</u> 小児（6 歳以上 12 歳未満の者。但し、6 歳でも小学校に入学するまで無賃） <u>1 か月往復定期乗車券 3,840 円 1 か月片道定期乗車券 1,920 円</u> <u>3 か月往復定期乗車券 10,950 円 3 か月片道定期乗車券 5,480 円</u> <u>6 か月往復定期乗車券 20,740 円 6 か月片道定期乗車券 10,370 円</u>	1. <u>実施日</u> <u>令和 3 年 4 月 1 日から</u> 2. <u>適用路線</u> <u>上越市市町村運営有償運送の全路線</u> 3. <u>有効期間</u> <u>【1 か月定期券】1 か月定期券の利用を開始する日から 1 か月</u> <u>【3 か月定期券】3 か月定期券の利用を開始する日から 3 か月</u> <u>【6 か月定期券】6 か月定期券の利用を開始する日から 6 か月</u> 4. <u>市営バス一般定期乗車券は、乗車回数を限定しない</u>

種 類	対価の額	適用方法																																
定期旅客運賃 市営バス学生乗継定期乗車券	<p>大人（12歳以上の者。但し12歳でも小学生は小児扱い）</p> <table border="0"> <tr> <td>1か月往復定期乗車券</td> <td>～6,480円</td> <td>1か月片道定期乗車券</td> <td>～3,240円</td> </tr> <tr> <td>3か月往復定期乗車券</td> <td>～18,470円</td> <td>3か月片道定期乗車券</td> <td>～9,240円</td> </tr> <tr> <td>6か月往復定期乗車券</td> <td>～34,990円</td> <td>6か月片道定期乗車券</td> <td>～17,500円</td> </tr> <tr> <td>12か月往復定期乗車券</td> <td>～62,210円</td> <td>12か月片道定期乗車券</td> <td>～31,110円</td> </tr> </table> <p>小児（6歳以上12歳未満の者。但し、6歳でも小学校に入学するまで無賃）</p> <table border="0"> <tr> <td>1か月往復定期乗車券</td> <td>～3,240円</td> <td>1か月片道定期乗車券</td> <td>～1,620円</td> </tr> <tr> <td>3か月往復定期乗車券</td> <td>～9,240円</td> <td>3か月片道定期乗車券</td> <td>～4,620円</td> </tr> <tr> <td>6か月往復定期乗車券</td> <td>～17,500円</td> <td>6か月片道定期乗車券</td> <td>～8,750円</td> </tr> <tr> <td>12か月往復定期乗車券</td> <td>～31,110円</td> <td>12か月片道定期乗車券</td> <td>～15,560円</td> </tr> </table>	1か月往復定期乗車券	～6,480円	1か月片道定期乗車券	～3,240円	3か月往復定期乗車券	～18,470円	3か月片道定期乗車券	～9,240円	6か月往復定期乗車券	～34,990円	6か月片道定期乗車券	～17,500円	12か月往復定期乗車券	～62,210円	12か月片道定期乗車券	～31,110円	1か月往復定期乗車券	～3,240円	1か月片道定期乗車券	～1,620円	3か月往復定期乗車券	～9,240円	3か月片道定期乗車券	～4,620円	6か月往復定期乗車券	～17,500円	6か月片道定期乗車券	～8,750円	12か月往復定期乗車券	～31,110円	12か月片道定期乗車券	～15,560円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条に規定する各種学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第23条に規定する小学校及び中学校並びに上越市立学校条例（昭和46年上越市条例第29号）第1条に規定する上越市立小学校及び上越市立中学校の通学者とする 2. 実施日 令和3年4月1日から 3. 適用路線 次の路線間を乗り継ごうとする場合に適用 (1) 宮口線と宇津俣線 (2) 新井・板倉線と上関田線 (3) 新井・板倉線と山寺薬師・菰立線 (4) 清里線と櫛池線 4. 有効期間 【1か月定期券】1か月定期券の利用を開始する日から1か月 【3か月定期券】3か月定期券の利用を開始する日から3か月 【6か月定期券】6か月定期券の利用を開始する日から6か月 【12か月定期券】12か月定期券の利用を開始する日から当該年度末まで 5. 市営バス学生乗継定期乗車券は、乗車回数を限定しない
1か月往復定期乗車券	～6,480円	1か月片道定期乗車券	～3,240円																															
3か月往復定期乗車券	～18,470円	3か月片道定期乗車券	～9,240円																															
6か月往復定期乗車券	～34,990円	6か月片道定期乗車券	～17,500円																															
12か月往復定期乗車券	～62,210円	12か月片道定期乗車券	～31,110円																															
1か月往復定期乗車券	～3,240円	1か月片道定期乗車券	～1,620円																															
3か月往復定期乗車券	～9,240円	3か月片道定期乗車券	～4,620円																															
6か月往復定期乗車券	～17,500円	6か月片道定期乗車券	～8,750円																															
12か月往復定期乗車券	～31,110円	12か月片道定期乗車券	～15,560円																															
市営バス一般乗継定期乗車券	<p>大人（12歳以上の者。但し12歳でも小学生は小児扱い）</p> <table border="0"> <tr> <td>1か月往復定期乗車券</td> <td>～7,680円</td> <td>1か月片道定期乗車券</td> <td>～3,840円</td> </tr> <tr> <td>3か月往復定期乗車券</td> <td>～21,890円</td> <td>3か月片道定期乗車券</td> <td>～10,950円</td> </tr> <tr> <td>6か月往復定期乗車券</td> <td>～41,470円</td> <td>6か月片道定期乗車券</td> <td>～20,740円</td> </tr> </table> <p>小児（6歳以上12歳未満の者。但し、6歳でも小学校に入学するまで無賃）</p> <table border="0"> <tr> <td>1か月往復定期乗車券</td> <td>～3,840円</td> <td>1か月片道定期乗車券</td> <td>～1,920円</td> </tr> <tr> <td>3か月往復定期乗車券</td> <td>～10,950円</td> <td>3か月片道定期乗車券</td> <td>～5,480円</td> </tr> <tr> <td>6か月往復定期乗車券</td> <td>～20,740円</td> <td>6か月片道定期乗車券</td> <td>～10,370円</td> </tr> </table>	1か月往復定期乗車券	～7,680円	1か月片道定期乗車券	～3,840円	3か月往復定期乗車券	～21,890円	3か月片道定期乗車券	～10,950円	6か月往復定期乗車券	～41,470円	6か月片道定期乗車券	～20,740円	1か月往復定期乗車券	～3,840円	1か月片道定期乗車券	～1,920円	3か月往復定期乗車券	～10,950円	3か月片道定期乗車券	～5,480円	6か月往復定期乗車券	～20,740円	6か月片道定期乗車券	～10,370円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施日 令和3年4月1日から 2. 適用路線 次の路線間を乗り継ごうとする場合に適用 (1) 宮口線と宇津俣線 (2) 新井・板倉線と上関田線 (3) 新井・板倉線と山寺薬師・菰立線 (4) 清里線と櫛池線 3. 有効期間 【1か月定期券】1か月定期券の利用を開始する日から1か月 【3か月定期券】3か月定期券の利用を開始する日から3か月 【6か月定期券】6か月定期券の利用を開始する日から6か月 4. 市営バス一般乗継定期乗車券は、乗車回数を限定しない 								
1か月往復定期乗車券	～7,680円	1か月片道定期乗車券	～3,840円																															
3か月往復定期乗車券	～21,890円	3か月片道定期乗車券	～10,950円																															
6か月往復定期乗車券	～41,470円	6か月片道定期乗車券	～20,740円																															
1か月往復定期乗車券	～3,840円	1か月片道定期乗車券	～1,920円																															
3か月往復定期乗車券	～10,950円	3か月片道定期乗車券	～5,480円																															
6か月往復定期乗車券	～20,740円	6か月片道定期乗車券	～10,370円																															

種 類		対価の額	適用方法
定期旅客運賃	市営バス東飛山線サポーター乗車券	1世帯 2,000 円	<ol style="list-style-type: none"> 対象者 市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した世帯員全員 (市営バス東飛山線サポーター乗車券に記載されている世帯員) 実施日 令和2年4月1日から 適用路線 東飛山線 有効期間 市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した日から当該年度末までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 市営バス東飛山線サポーター乗車券は、乗車回数を限定しない
旅客運賃の割引	身体障害者割引 知的障害者割引 精神障害者割引 児童福祉法適用者割引	普通旅客運賃の5割引 以下の定期旅客運賃の3割引 市営バス学生定期乗車券 市営バス一般定期乗車券 市営バス学生乗継定期乗車券 市営バス一般乗継定期乗車券 (大人は、12歳以上の者。但し12歳でも小学生は小児扱い) (小児は、6歳以上12歳未満の者。但し、6歳でも小学校に入学するまで無賃) (割り引いて得た額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する)	<ol style="list-style-type: none"> 対象者 次の各号のいずれかに該当する者が手帳等を提示又は提出する場合 <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 都道府県知事が発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する施設の長が発行する運賃割引証を提出する者 上記(1)~(4)の対象者の介護人又は付添人 実施日 令和3年4月1日から
	乗継割引	普通旅客運賃から 大人 100 円引 (12歳以上の者。但し12歳でも小学生は小児扱い) 小児 50 円引 (6歳以上12歳未満の者。但し、6歳でも小学校に入学するまで無賃)	<ol style="list-style-type: none"> 対象者 バス乗継割引券の発行日当日に当該割引券を提出された者 実施日 令和3年4月1日から 適用路線 次の路線間を乗り継ごうとする場合に適用 <ol style="list-style-type: none"> 宮口線と宇津俣線 大池線と南川線 新井・板倉線と上関田線 新井・板倉線と山寺薬師・菰立線 清里線と櫛池線
	市長が必要と認めるもの	普通旅客運賃に割引率を乗じた額 (割引率は市長が別途定める)	<ol style="list-style-type: none"> 需要を喚起するなど市長が必要と認める場合 実施日 平成28年4月1日から